

令和5年度 外国人介護人材受入施設環境整備事業
質疑応答集

問1 介護施設が外国人介護人材を対象に実施する取組に関し、対象となる外国人介護人材の在留資格に制限はあるか。

(回答)

- ・ 経済連携協定（EPA）に基づく介護福祉士候補者を対象とした事業は除きますが、それ以外の外国人介護人材を対象とした取組については全て対象となります。

問2 法人単位での応募も可能か。

(回答)

- ・ 各事業所単位での応募を想定しています。
- ・ 1つの法人から複数施設の応募があっても、施設ごとにそれぞれ個別の応募として受付をします。

問3 同一の介護事業所から、外国人介護人材に対する取組を実施する度に、その都度応募を行ってもよいか。

(回答)

- ・ 1事業所からは同一年度に1回のみのお申し込みとなりますので、複数の取組を予定されている場合には、それらをまとめた形での応募をお願いします。

問4 今後受入れ予定の外国人材に対する取組についても、応募は可能か。

(回答)

- ・ 令和5年度中（令和5年4月1日～令和6年3月29日までに入国）の受け入れ予定で、かつ、令和5年4月1日（土）～令和6年3月29日（金）に実施予定の取組に係る費用であれば、応募可能です。
- ・ 但し、応募後に、実際に受入れ予定であることについて、書面等により確認をさせていただくこととなりますので、予め御承知おきください。

問5 補助の対象となる事業実施期間は。

(回答)

- ・ 令和5年度中（令和5年4月1日（土）～令和6年3月29日（金））に実施する事業が対象となります。
- ・ 事業申込書及び事業計画書を県へ提出してください。県で確認後、補助金交付申請について御連絡しますので、県へ補助金交付申請書類を提出してください。
- ・ 但し、補助金交付申請書類を提出する時点以降に実施する事業（発生する経費）が対象となります。対象期間であっても、県へ補助金交付申請前に実施した事業（発生した経費）は対象外となります。

問6 技能実習生が入国後、就労前に行う日本語の研修は対象となるか。

(回答)

- ・ 技能実習制度において、技能実習計画上実施が規定されている講習（入国後、監理団体等において原則2か月間実施）での日本語研修については対象外となります。本事業は、外国人介護人材が就労後、介護福祉士の資格取得に向けて、または、日本語でのコミュニケーション促進のため、受入施設が独自に実施する学習支援等が対象となります。

問7

- ・ 「外国人介護職員の生活支援に必要な取組」に該当する取組は何か。
- ・ 外国人介護人材が通勤用に利用する自転車や、母国の家族と連絡をとるために利用するWi-Fiの設置費用や利用料も対象となるか。
- ・ 「メンタルケアに必要な取組」とは何か。
- ・ 「交流会」は、日本人職員と外国人職員との交流に係るものでも対象となるか。

(回答)

- ・ 「特定の外国人個人に資する費用」や「本事業の目的以外でも容易に利用が可能」なものについては、対象外とします。

(例)

- ◆ 自転車の購入費用、予防接種代等、「特定の外国人個人に資する費用」については、対象外とします。
- ◆ Wi-Fiの設置費用や利用料については、設置したWi-Fiは「本事業の目的以外でも容易に利用が可能」であるため、対象外とします。
- ・ メンタルケアに必要な取組とは、
 - * 外国人介護職員を対象としたカウンセリングに要した費用
 - * 外国人介護職員の指導担当者等がメンタルケアに係る講習に参加した場合の経費
 - * 外国人介護職員の相談サポートに従事する職員の手当等

が想定されています。

- ・ 交流会は、「地域で開催される」交流会の他、外国人材と日本人とのコミュニケーションの促進や外国人材のメンタルケアにつながるものであることから、日本人職員と外国人職員との交流に係るものも対象とします。
- ・ 交流会の開催又は参加に係る経費については、飲食に係る経費も対象となりますが、当該飲食が交流のために本当に必要とされるものであるかについて十分に検討するようお願いします。
- ・ なお、単なる職員同士の飲み会やプライベートでの外出等、交流の促進や外国人材のメンタルケアという目的を大きく逸脱するものは対象外となりますので、御留意ください。

問8 住居の確保に係る費用、家具・家電等の準備、家賃については、「外国人介護職員の生活支援に必要な取組」に該当するか。

(回答)

- ・ 外国人材の住居の準備・確保に係る費用については、海外から入国した外国人介護人材がその地域で生活を始める上での基本的な生活環境として、受入施設が当然準備、提供するものと考えられることから、対象外となります。
- ・ 家具・家電等の準備や家賃については、上記の理由に併せて、「問6」にある特定の個人に資する費用でもあると考えられることから、対象外となります。

問9 外国人の介護福祉士の資格取得に必要な取組について、外国人介護人材が受験する日本語試験や当該受験に関連する往復の交通費等の旅費も対象経費となるか。

(回答)

- ・ 日本語試験の受験、民間業者が実施する介護技術講習会への参加や介護福祉士国家試験に係る模擬試験への参加に要する経費として、受験料や参加料に加え、旅費（交通費、宿泊費）についても対象となります。

問10 受入れが既に決定しており、現在は母国で出国を待っている状況の外国人材と、受入施設職員との間で定期的なオンライン面談の実施を予定しているが、オンライン面談の実施のために購入するタブレットの費用は対象となるか。

(回答)

- ・ 外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組として、「雇用予定の外国人材が母国を出国する前に雇用予定先の介護施設等とオンラインによる通話を行うために必要な経費」については本事業の対象となりますので、御質問いただいた趣旨でのタブレット購入費用は対象となります。

問11

- ・ 日本人の施設職員が、勤務時間外に、外国人介護人材に対して日本語学習や介護の専門知識の学習の支援を行った際の手当は対象となるか。
- ・ 日本人の施設職員が、勤務時間外に、外国人介護人材に対して、介護施設や住居の近隣地域等などの把握や情報提供のために案内することは、手当の対象となるか。

(回答)

- ・ 勤務時間外において、介護福祉士資格取得や職場・入居者等とのコミュニケーション促進のため、外国人介護人材の学習支援を行う日本人職員の手当については、対象となります。
- ・ 外国人介護人材の就労先及び居住地における近隣地域の状況等、就労・生活環境に係る情報については、外国人介護人材がその地域で生活を始める上での基本情報として、受入施設が当然提供すべき情報であると考えられることから、対象外となります。